

# 前橋市公民館の利用に係る許可等の基準及びその解釈・運用方針

## 前橋市公民館の利用に係る許可の基準

令和5年4月1日施行

前橋市公民館利用に関する条例第2条第1項の規定による申請を受理したときは、以下の基準により審査し、適当と認めるときは、これを許可するものとする。

なお、許可にあたっては、前橋市公民館条例第2条の目的に沿った利用を優先するものとする。

### 【基準】

- 1 3人以上の団体であること。
- 2 団体の構成員の半数以上は市内在住、在勤又は在学であること。ただし、企業の住民説明会等本市市民の権利義務や生活利益等に影響を与える事業等に係る説明会などの事業を実施する団体の場合を除く。
- 3 利用許可申請に係る利用が、次のいずれの場合にも該当しないこと。
  - (1) 社会教育法（以下「法」という。）第23条の規定により禁止されている「営利、政治及び宗教行為」及び前橋市公民館条例第2条における公民館の設置目的（市民のための実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること）に反する利用と認めるとき。
    - ①「営利」に該当するとき。（法第23条第1項第1号関係）
      - ア 学習活動等のうち、主たる目的が物品の売買又は企業の広告・宣伝にある等、営利を追求するものであるとき。
      - イ 企業等が不特定多数を対象とする有料の催し物で利用するとき。
      - ウ 企業等が入社試験及び面接会場として利用するとき。
      - エ 市民の学習活動等において、講師謝礼金が著しく高額であるとき。
      - オ 講師が参加者を募り、参加費を徴収して行う学習会、講座。
    - ②「政治」に該当するとき。（法第1項第2号関係）
      - ア 政策又は政治に関する学習活動等のうち、その事業の参加者にとどまらず、公民館利用者一般に対する示威的行為又は勧誘を伴うとき。
      - イ その他公民館の政治的中立性に対する市民の信頼を害するような政治的活動で利用するとき。
    - ③「宗教」に該当するとき。（法第23条第2項関係）
      - ア 宗教に関する学習活動等のうち、その事業の参加者にとどまらず、他の公民館

利用者など不特定多数を勧誘する活動を行うとき。

イ その他公民館の宗教的中立性に対する市民の信頼を害するような宗教活動に利用するとき。

(2) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。(前橋市公民館利用に関する条例第3条第2号)

(具体例)

- ① 犯罪行為又は犯罪等をあおり、そそのかす等の行為を伴う事業を行うとき。
- ② 集団的又は常習的に暴力行為を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。
- ③ わいせつな行為その他公序良俗に反する、または、青少年の健全育成に有害であると認められる事業を行うとき。

(3) 建物又は附属物を破損するおそれがあると認めるとき。(前橋市公民館利用に関する条例第3条第3号)

(具体例)

- ① 建物の壁面、床面、天井、備付物品等を傷つける行為を伴う事業を行うとき。
- ② 火の使用を認められている室以外の室において、火の使用を伴う事業を行うとき。

(4) その他教育委員会が管理上支障があると認めるとき。(前橋市公民館利用に関する条例第3条第4号)

- ① 部屋の面積や利用方法等にかんがみ、著しく多い又は少ない人数で利用しようとするとき。
- ② 室を二人以下で使用しようとするとき。
- ③ 建物の改修工事等のため、一般の使用に供することが当該工事等の支障になると認められるとき。
- ④ 騒音、悪臭、振動等により他の使用者等に耐え難い苦痛をもたらすような事業を行うとき。
- ⑤ 申請者自身に室を利用する意思がないにもかかわらず、利用の申請をしているとき。
- ⑥ 飲酒を伴う行事を行うとき。
- ⑦ 一つの団体が多くの回数利用しようとするとき。
- ⑧ その他管理上の支障が生じることが、客観的な事実を照らして具体的かつ明らかに予測されるとき。

4 3に該当するか否か判然としない利用については、館長の判断により許可できるものとする。